

伊東市総合事業関連情報

平成29年6月29日版

伊東市高齢者福祉課

内 容

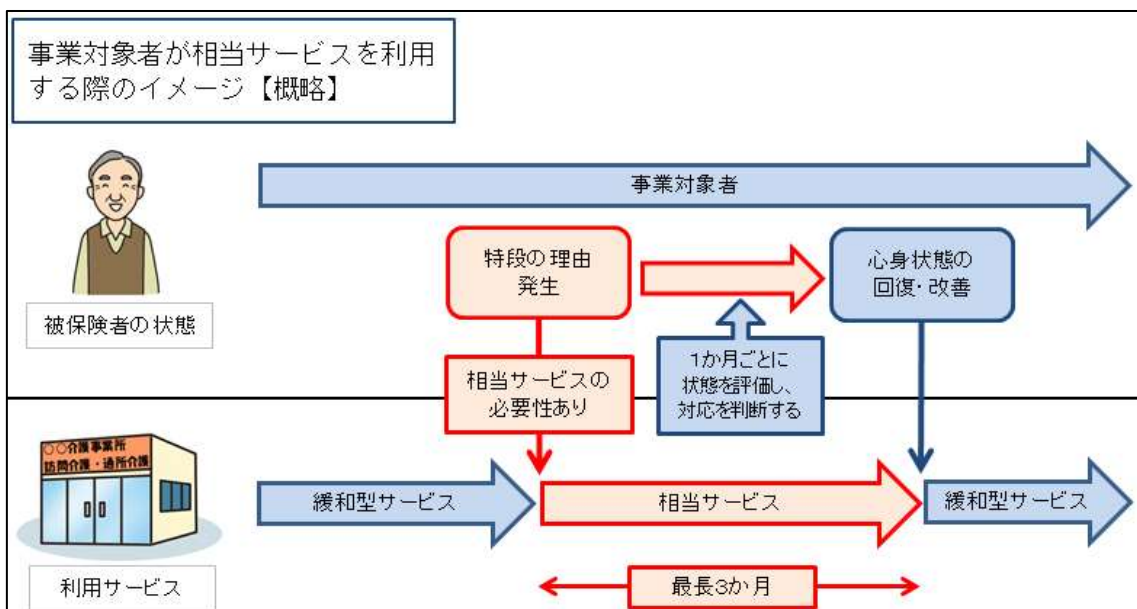
1	事業対象者が特段の理由により、現行相当サービスを利用する際の取扱いについて
---	---------------------------------------

ここでは、伊東市の介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）について、新たに決定された事項等を皆様にお知らせします。

1. 事業対象者が特段の理由により、現行相当サービスを利用する際の取扱いについて

【ポイント】

- 事業対象者であっても特段の理由（一時的な心身状態の悪化や短期間で状態改善が見込まれる等）がある場合は、相当サービスの利用が可能です。
- 利用期間中は1か月ごとに利用者の状態を評価し、相当サービスの利用を継続するか、緩和型サービスの利用に切り替えるか、要支援認定を行うかの判断をしてください。
- 事業対象者が相当サービスを連続して利用することができる期間は最長3か月です。
- 緩和型サービスを利用していた事業対象者が相当サービスを利用する際には、利用者の状態像変化による、プランの再作成が必要です（軽微な変更には該当しません）。

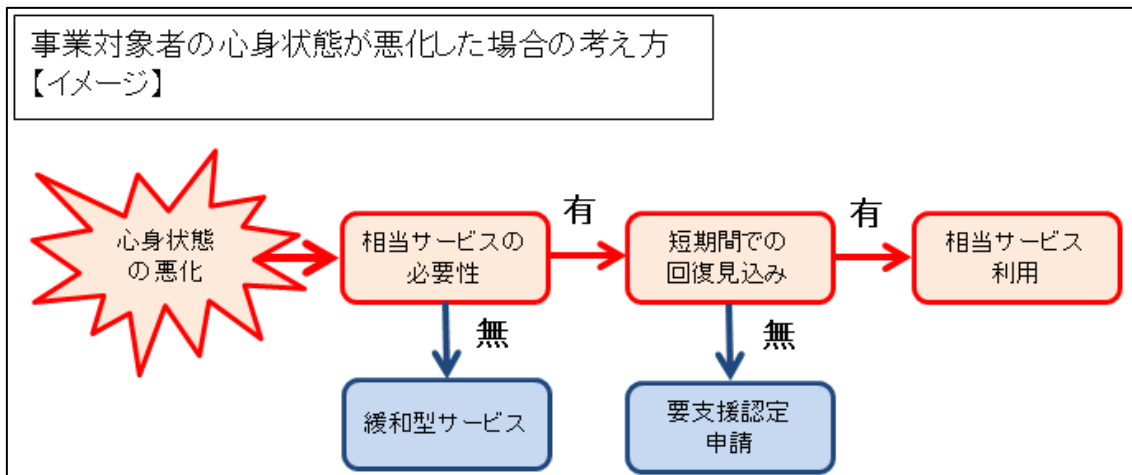


事業対象者は緩和型サービス（訪問型サービスA・通所型サービスA）及び相当サービス（介護予防訪問介護相当サービス・介護予防通所介護相当サービス）の利用が可能とされていますが、基本的には緩和型サービスのみの利用を想定しており、相当サービスを利用できるのは特段の理由がある場合のみとしているところです。

この事業対象者が相当サービスを利用する際の特段の理由については、

- ・一時的な心身状態の悪化（退院直後や骨折等の受傷、感染症等）により、相当サービス利用の必要性が生じた場合
 - ・相当サービスを利用することにより、**短期間で**心身状態が改善されることが見込まれ、要支援・要介護状態になることを防ぐことができると予見される場合 等
- が考えられます。

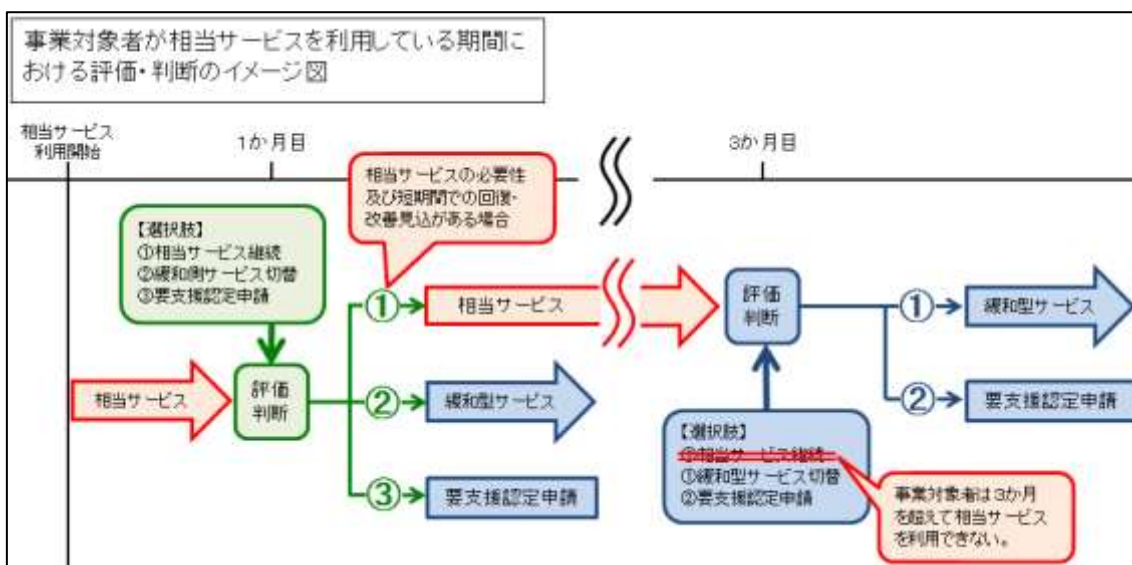
※一時的に心身状態が悪化したとしても、相当サービス利用の必要性がなければ緩和型サービスを利用することになります。退院直後等のすべての事業対象者について、自動的に相当サービスを位置づけるという運用のないようご注意ください。



また、事業対象者が相当サービスを連続して利用できる期間については、短期間での回復や機能改善が見込まれることから、最長で3か月とし、利用期間中は1か月ごとに利用者の心身状態の評価を行うとともに、継続して相当サービスを利用するか、緩和型サービスへ変更するか、要支援認定の申請を行うかの判断をしてください。

※相当サービス利用開始から3か月を経過してもなお相当サービスを継続して利用する必要がある場合は、要支援認定の申請をしてください。この際、要介護状態と認定された場合の認定申請中の相当サービス利用については、3か月を超えていたとしても支給の対象となります。

※心身状態の悪化が生じ、短期間での回復が見込まれず、3か月を超えて相当サービスを利用する必要があると想定される場合は、その時点で要支援認定申請をしてください。



【ケアプランの変更について】

事業対象者が特別の理由により、相当サービスを利用する場合については、その理由が利用者の心身状態の変化に起因するものであることから、ケアプランの軽微な変更には該当せず、計画再作成に伴う一連の手続きが必要です。